

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、労災保険法に基づく第二種特別加入者（介護作業従事者）として、労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人によると、請求人は、平成○年○月○日、特別養護老人ホームA（以下「紹介先」という。）の浴室内において入居者の入浴介助中、気分が悪くなり、一人では立てず、冷や汗をかき、嘔吐したという。請求人は、同日、B病院に救急搬送され、「小脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長が請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁  
（略）

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略) 当

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は入浴介助中に突然発生したものであるから、業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人に発症した疾病について、C医師の平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書及びD医師の平成〇年〇月〇日付け意見書において、両医師とも、「小脳出血」であり、その発症時期は「平成〇年〇月〇日」と判断しており、当審査会としても、本件疾病の発症経緯及び事後の診断経過から見て、同判断は妥当であると考える。

(3) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

##### ア 異常な出来事について

請求人が従事した入浴介助の業務について、請求人は、要旨、「高温多湿の浴室で入浴介助を行っていた。換気扇が壊れるなどの異常はなかったが、いつもより、暑く感じた。」、「作業時は、ポロシャツ、短パンで作業していた。」、「〇名の入浴介助を行ったが、急いでいたため、〇名連続で行ったことが原因だと思う。」と述べている。

一方、紹介先関係者は、要旨、「連続して〇名の入浴介助を行うことは通常業務である。」、「午前中に〇名の入浴を頼んだ。〇名はいずれも全介助ではなく、負担は少なかった。」、「浴室の窓は全開にしていた。風呂の温度は41度で、夏場は暑いと感じるが、介助中に熱中症などで倒れた人はいない。脱衣

所は、常に24度に設定しており、暑くはない。」「浴室、脱衣所の湿度は高い。」「空調や換気扇は正常に作動していた。」「水分補給はしていた。」と申述している。

以上からすると、連続して〇名の入浴介助を行うことは通常業務であると認められること、夏場の入浴介助業務であるため、高温多湿の環境下であったものの、浴室の空調設備や換気に問題はなく、服装も軽装で、水分摂取も可能であり、通常の作業環境下にあったと認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、異常な出来事は認められないと判断する。

#### イ 短期間の過重業務について

発症前おおむね1週間において、請求人は、通常の介護作業に従事していることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、特に過重な業務は認められないと判断する。

#### ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における請求人の労働時間の状況は、発症前1か月間の時間外労働時間は46時間であり、また、発症前2か月ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前6か月平均の45時間10分が最長であり、いずれも脳・血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超えるものではないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、長期間の過重労働は認められないと判断する。

(4) 以上のとおりであるから、認定基準に照らすと、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。